

本資料は概要を記載したのものになります。申請時には「**地質調査業者登録規程**」と「**地質調査業者登録規程の解釈及び運用の方針**」にて詳細をご確認ください。(本資料においては、それぞれを「**登録規程**」、「**運用方針**」と記載しています)

## 地質調査業者登録制度とは

土木建築に関する工事に必要な地質又は土質について調査等を行う地質調査業を営む者が、一定の要件を満たした場合に、国土交通大臣の登録が受けられる制度です。

なお、登録の有無に関わらず、地質調査業の営業は自由に行うことができます。

## 登録の要件

- <sup>※</sup>常勤かつ<sup>※</sup>専任の**技術管理者**をおくこと。
- 営業所毎に<sup>※</sup>常勤かつ<sup>※</sup>専任の**現場管理者**を置くこと。
- 資本金の額が500万円以上かつ自己資本額が1000万円以上であること。  
(個人の場合は自己資本額1000万円以上のみ)
- 登録の欠格要件に該当しない者であること(登録規定第6条)

※常勤: 休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間中勤務すること。

※専任: 建設コンサルタントの技術管理者、建築士事務所の管理建築士、その他の専任であることが求められる者を兼任することはできない。

## 技術管理者となるための条件

資格① 技術士

資格② 大学又は高等専門学校において専門の学科を卒業後、実務経験を有するもの

資格③ 国土交通省の認定を受けたもの

国土交通大臣が資格②と同等以上と『認定』した者を技術管理者としておくことができます(登録規程参照)。

## 現場管理者となるための条件

資格① 地質調査技士

資格② 実務経験を有する者

※それぞれの資格により必要とされる実務経験年数等が変わります。詳細は次ページの表をご確認ください。

## 技術管理者(表1、表2)、現場管理者(表3)の要件

表1 技術管理者の要件					
区分		卒業学科、登録部門等	実務経験年数	実務経験の証明	受付時期
イ	大学又は高等専門学校を卒業した者	土木工学(農業土木又は森林土木に関する学科を含む)、建築学、鉱山学、地学、物理学	卒業後15年以上	必要	随時 (事前審査あり)
ロ	認定 ※表2を参照	「イ」又は「ハ」に該当しない者	表2を参照	認定申請に必要 (認定された後の登録申請には不要)	認定申請は 7/1～7/31
ハ	技術士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設部門「土質及び基礎」</li> <li>・応用理学部門「地質」</li> <li>・総合技術監理部門「土質及び基礎」又は「地質」</li> </ul>	不要	不要	随時

表2 技術管理者の認定の要件		
区分	技術士部門、学科等	実務経験年数
他部門の技術士登録者	運用方針別表の技術部門及び選択科目	5年以上
大学又は高等専門学校を卒業した者	理工系学科(表1のイを除く)	卒業後20年以上
高等学校又は専修学校を卒業した者	土木工学(農業土木又は森林土木に関する学科を含む)、建築学、地質工学、機械工学	卒業後20年以上
上記以外	不問	25年以上

※各要件や申請の方法などの詳細については「登録規定」と「運用方針」でご確認ください。

※認定申請については国土交通省(本省)のHPで資料を入手できます。

表3 現場管理者の要件					
区分		卒業学科、登録部門等	実務経験年数	実務経験の証明	受付時期
イ	高等学校を卒業した者	土木工学(農業土木又は森林土木に関する学科を含む)、建築学、地質工学、機械工学	卒業後10年以上	必要	随時(事前審査あり)
	大学又は高等専門学校を卒業した者	土木工学(農業土木又は森林土木に関する学科を含む)、建築学、鉱山学、地学、物理学、機械工学	卒業後8年以上	必要	随時(事前審査あり)
ロ	大学又は高等専門学校を卒業した者	理工系の学科(表3のイに該当する者を除く)	卒業後10年以上	必要	随時
	地質調査技士	地質調査技士資格検定試験に合格し登録を受けている者	不要	不要	随時
	上記以外の者	不問	13年以上	必要	随時